第４回　匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に関する有識者検討会
議事概要

１　開催日時

令和８年９月９日（水）午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分まで

２　開催場所

日比谷国際ビルコンファレンススクエア８Ｄ

３　出席者

(1)　有識者委員

上沼　紫野　ＬＭ虎ノ門南法律事務所　弁護士
上原哲太郎　立命館大学情報理工学部教授
川出　敏裕　東京大学大学院法学政治学研究科教授
沢田登志子　一般社団法人ＥＣネットワーク理事
宍戸　常寿　東京大学大学院法学政治学研究科教授
成瀬　　剛　東京大学大学院法学政治学研究科教授
野口貴公美　一橋大学大学院法学研究科教授
星　周一郎　東京都立大学法学部教授

(2)　警察庁

森元　良幸　官房長
土屋　暁胤　総括審議官
中村　彰宏　長官官房企画課長
中山　卓映　刑事局捜査支援分析管理官

４　議事概要

(1)　事務局説明

事務局から、有識者検討会の提言案、委員から頂いた御意見を踏まえて整理した制度・運用イメージ等について説明があった。

(2)　自由討議

(1)の説明を踏まえた、提言案に係る有識者委員からの主な意見（順不同）は以下のとおりであった。

ア　遠隔解析の必要性について

○　資料 12 の６頁において、現行の刑事手続の限界について記載されているが、被害防止のために必要な情報を取得するための手段もない旨も追記するべきである。

イ　遠隔解析の実施要件について

○　「端末」と「電子計算機」という用語が混在している。文脈上の分かりやすさを踏まえて意図的に分けられている部分もあるかと思うが、そうでない

部分は表記を統一していただきたい。

ウ　遠隔解析の制度、運用等に関して頂いたその他の御意見について

○　第２回の有識者検討会で事務局から紹介された海外制度について、検討の参考とした要素を提言の中で言及してはどうか。

○　海外制度については、各国の制度の詳細やその訳文の正確性についてこの場で検討が行われたものではないため、何らかの記載を設けるとしても簡単な記載にとどめるべき。

○　海外制度については、有識者検討会における各回の議論について紹介する頁を設けることで、提言に記録する方法が考えられる。

○　資料 12 の 15 頁の１において、成田新法事件判決が紹介されており、憲法第 35 条との関係が記載されているが、同判決は、憲法第 31 条についても言及しているものである。

同判決においては、必ずしも令状主義の要請が及ばない場合があることや、必ずしも事前の告知・聴聞の機会を要しないことについて言及している。遠隔解析については、事前の告知・聴聞を経ないのは当然だが、令状主義の要請は満たすべく、司法による審査を前置するべきとの議論を行っている。間違っても、今回の議論が、成田新法事件判決を踏まえて憲法上の要請の趣旨を希釈した要件を設定することを意図しているかのような誤解を与えることは避けるべきであり、こうした観点から適切な記載振りを検討するべきである。

○　資料 12 の 15 頁の脚注５について、「意見のうち」を「意見を基に」に改めてはどうか。

○　資料 12 の 16 頁において、「緊急性」が刑事訴訟法上の概念と異なることについて紹介されているが、刑事訴訟法の緊急逮捕は、裁判官の令状を事前に取得する必要がある通常逮捕と、裁判官の令状審査を一切必要としない現行犯逮捕の間に位置する処分であって、逮捕前に令状を取得する必要はないものとして位置付けられている。他方、遠隔解析は、全件について裁判官の許可を事前に受けるものとして検討していることから、刑事訴訟法で求められる令状取得要件をすり抜けようとしているかのような誤解が生じないよう、注意して記載すべきである。

○　資料 12 の 16 頁において、刑事訴訟法上の「緊急性」の要件を緩めて適用する趣旨ではないことに同意する。

○　資料 12 の 17 頁の４については、脆弱性を活用した解析が認められるべきことについて追記してもらったが、現実的な手法としては、様々な方法があり得ると考えられる。その中で、例えば、マルウェアを送るような欺罔的な手段も、場合によっては認められるべきである。

○　資料 12 の 17 頁の４について、記載を修正する必要はないが、脆弱性ハンドリングに係る考え方・運用を尊重するべきことを強調しておきたい。

○　資料 12 の 17 頁の４の２つ目の箇条書きについて、そもそも警察官職務執行法には濫用防止の規定（第１条第２項）が置かれていることは確認してお

きたい。
○　資料 12 の 17 頁の５について、「実効性を高めるため」の前に「監督の」を加えるべきである。
○　資料 12 の 17 頁の５の２つ目の箇条書きについて、４つ目の箇条書きの後に移すなどした方が文章の接続がよくなるため、記載位置を見直すべきである。
○　資料 12 の 17 頁の５について、「主体は、例えば個人情報保護委員会」の「例えば」を削除し、これに続く「遠隔解析の実施に関し」を「遠隔解析の実施に伴う個人情報の取扱いに関し」などと改めるべきである。
○　資料 12 の 17 頁の５について、「例えば」は維持した方がよいのではないか。個人情報保護委員会は、個人情報保護法の令和３年改正以降、行政機関に対して一般的な監督権限を及ぼしているが、通常、個人情報の取扱いに関する監督・監視は、個人情報保護委員会の一般的権限のみによるのではなく、都道府県公安委員会、警察庁、国家公安委員会等の機関も含めた複層的なチェックによって行われている。こうしたチェックの仕組みを国民に認識してもらい、その信頼を得ることが重要である。このため、個人情報保護委員会のみに限定した記載振りとしないことが望ましいと考える。
○　資料 12 の 18 頁の５のうち、サイバー通信情報監理委員会に関する記載について、「行わせることは」の後に「その設立経緯に照らせば」という趣旨の記載を追加してもらいたい。
○　資料 12 の 18 頁の５のうち、真のデータ主体への通知に関する記載の２文目から、遠隔解析についての記載が始まるが、「このような真のデータ主体」の後に「その他の第三者」が入った方が本件の特性を示していると考える。
○　資料 12 の 18 頁の５について、記載を修正する必要はないが、今の国家公安委員会には、遠隔解析のような技術について関心・知見を有する委員がいらっしゃると承知している。本検討会で議論すべき範囲を越えるかもしれないが、こうした知見を有する委員が継続的に任命されるべきことについて、コメントしておきたい。
○　資料 12 の 18 頁の５における透明性の議論について、刑事手続の例を踏まえ、法体系としての整合を記載しているが、遠隔解析は行政手続であるので、公表を法定することが法体系上の均衡に与える影響を論じることは必ずしも適当でない。他方、「法定すべき」という意見を持っているわけではなく、そもそも、透明性に関しては、遠隔解析を行う者の分離、公安委員会による事後監督等の全体の制度として、十分な監督・監察の仕組みが取り入れられていることが、国民及び国会に理解されることが重要である。このため、こうした仕組みが取り入れられてさえいれば、その理解を得るための方法は、白書への記載をはじめ、さまざまな運用上の手段があってしかるべきである。
○　執行管轄権の行使が運用上の問題とされ、法律の規定において整理されていない現状は理解したが、今回も同様の立場を取るということには必ずしも賛成ではなく、今回は時間の制約もあり、国際法の専門家を欠く本検討会の

取りまとめとしては、これ以上の記載はできないという結論に異を唱えるものではない。

○　提言案に記載されているとおり、相手国の主権を侵害することがないよう、当該国の同意を得て遠隔解析を実施することを基本とするという方針に賛成である。

事務局からも補足説明があったように、匿名・流動型犯罪グループのような組織犯罪への対応においては、関係国が危機感を共有し、緊密な連携を図ることが当然の前提となっている。そうだとすれば、今回の遠隔解析についても、相手国との協力関係の下にその同意を得た上で権限を執行していくことが通常想定され、そのような運用とすることが、相手国の主権を尊重するのみならず、日本国内における被害の発生・拡大を迅速に防止する上でも適切であろうと考える。

刑事訴訟法の世界では、サイバー空間における執行管轄権の行使に関して、越境リモートアクセスの許容性について判示した最高裁令和３年２月１日決定がある。この最高裁決定は、サイバー犯罪条約第 32 条の規定内容等を踏まえ、①データを保管したサーバが同条約の締約国に所在し、②データを開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある、という２要件を満たす場合には、国際捜査共助によることなく、越境リモートアクセスを実施することが許されると判示した。他方で、本決定は、これら２要件のいずれか又は双方を満たさない場合に越境リモートアクセスを実施することが許されるか否かについては、今後の国際法の議論に委ねていると考えられている。

本決定では、差押え対象となる端末（ＰＣ）と被処分者が国内に所在していることを前提としつつ、その端末から接続する海外所在のサーバに対してリモートアクセスを実施することが問題となったが、遠隔解析の場合には、そもそも、処分の対象となる端末や被処分者自身が海外に所在していることを想定しているため、両者の間には相違がある。それゆえ、処分の対象となる端末や被処分者が海外に所在している状況下で、相手国の同意を得ることなく遠隔解析を実施することが、果たして、あるいは、どのような条件の下で許容されるかについては、越境リモートアクセスの許容性にも増して、まさに今後の国際法の議論に委ねられていると言えるだろう。

なお、本決定のあてはめでは、サイバー犯罪条約第 32 条に基づく上記２要件を満たさない越境リモートアクセスについて、違法かどうかの判断を明示的には行わず、少なくともこれらの要件を満たさない点については重大な違法を構成するものではないとして、収集した証拠の証拠能力を肯定する判断をしているので、この点も遠隔解析の制度を運用するに当たって参考になると思う。

○　対象端末が他国に所在している場合の考え方については、資料 12 で述べられた「当該国の同意を基本とする」に賛成だが、「他国に所在していると判明した場合」に限定されるのは疑問。本件では、少なくともスマートフォン

については位置情報が取得できるので、所在が判明する場合も多いのではないか。そうであるならば、それを前提とした記載にすべきである。

○　ＩＰアドレスを秘匿したり、発信元の国を偽装したりする技術があるため、対象端末の所在国は「基本的に全て判明する」ものではない。他方、個人的には、判明しない場合でも、躊躇せず、必要な措置は実施するべきである。なお、こうした技術の存在については、必ずしも提言に載せるべき事項ではないと考える。

○　対象端末を経由して、クラウドサービスを提供する事業者のサーバに無権限でアクセスして情報を取得し、当該事業者が国際法違反に問われるといった不利益を及ぼすことは許容されないのではないか。そのような事態が想定されないのであれば良いが。

○　資料 12 の 18 頁の６には、一般論として正しいことが記載されている。他方、今回解決しようとしている問題は、トクリュウという新たな脅威による被害を防止することであり、こうした具体的な問題を基にすれば、通常は、諸外国の同意を得た共同のオペレーションによって対処されるものと思われる。このため、こうした具体的な状況設定を前提とした議論であることが分かるように記載を修正することが望ましい。

　また、海外サーバへのリモートアクセスに係る最高裁令和３年２月１日決定について記載した上で、当該決定が対象としている事例との差分を明らかにすべきである。すなわち、海外の端末に直接国家がアクセスしようとする場合に生じる主権上の問題の一つは、電気通信事業者等に対し対象国が及ぼしている監督権限と、アクセスしようとしている国家の権限が衝突することであるが、遠隔解析については、電気通信事業者等のサーバにアクセスすることは念頭に置かれていない。また、リモートアクセスに切迫性がないとまでは言わないが、国内における切迫した被害の防止を目的としている点において、相対的には切迫性の度合いが異なる。

○　資料 12 の 18 頁の６には、冒頭に、大方針的なスタンスを記載するべきである。すなわち、国際法上の配慮は当然必要であるが、海外に所在する端末を利用する犯罪者への措置が緩んではならず、許される措置は実施していく、という姿勢を示すべきである。

○　資料 12 の 18 頁の６について、実務的には、遠隔解析をいざ実施する段階になって、対象端末が国外に所在することが判明し、対応を検討することもあるのではないか。

○　遠隔解析の対象となる端末が国外に所在していることが判明すれば、その国と捜査共助を結んで対応することになろうと思う。将来、国際法の議論枠組みが変化するようなことがあれば、その枠の中で実施していくということになるのだろうと思う。

○　資料 12 の 19 頁の７に、見直しに関する記載を盛り込んでもらったが、その発言の趣旨は、警察官職務執行法の規定を頻繁に見直してほしいというものではなく、運用上の見直しを図るべきである、というものであった。この

ため、「措置の規定を見直す仕組みとすべきという意見」という記載は修正してほしい。

○　資料12の19頁の7にある、見直しに慎重な意見を述べた理由について補足すると、警察においては、警らのやり方についてまで内部規範が存在し、様々な実務上のルールが定められており、しっかりとした運用が確立されている。このため、警察官職務執行法という法律はリジッドに保ちつつ、見直すのであれば、こうした運用上の内部規範を弾力的に変更していくべきである。

○　権限の行使につき、専門的知見を有する人材に限る制度を議論しているが、警察として、こうした知見を有する人材を獲得・育成していくべき旨を、提言に追記するべきである。

以　上